〈資料〉

1 内容証明郵便

内容証明郵便は、いつ、どのような内容の文書を誰から誰あてに差し出されたかということを、差出人が作成した謄本によって郵便局が証明する制度です。ただし、文書の内容が真実であるかどうかを証明するものではありません。

内容証明郵便を送るには、郵便窓口に次のものを提出します。(差し出すことのできる郵便局は決められています。事前に郵便局にご確認ください。)

※念のため、差出人の印鑑を持って行くことをお勧めします。

- (1) 内容文書(受取人へ送付するもの)
- (2) (1)の謄本2通(差出人及び郵便局が各1通ずつ保存するもの)
- (3) 差出人及び受取人の住所氏名を記載した封筒
- (4) 内容証明の加算料金を含む郵便料金

(料金等詳細は郵便局へお尋ねください。)

内容文書・謄本とも、用紙の大きさ、記載用具を問いませんから、市販の内容証明用紙以外の用紙を用いても、また、コピーにより作成してもかまいません。ただし、謄本には字数・行数の制限があります。

区 別	字数・行数の制限
縦書きの場合	•1 行 20 字以内、1 枚 26 行以内
	•1 行 20 字以内、1 枚 26 行以内
横書きの場合	•1 行 13 字以内、1 枚 40 行以内
	•1 行 26 字以内、1 枚 20 行以内

差出人は、差し出した日から5年以内に限り、差出郵便局に保存されている謄本の閲覧を請求することができます。また、差出人は差し出した日から5年以内に限り、差出郵便局に謄本を提出して再度証明を受けることができます。

また、電子内容証明サービス(e 内容証明)では、インターネットで 24 時間 受付を行っています。

(https://www.post.japanpost.jp/service/enaiyo/index.html)

〇内容文書の例

代表取締役 〇〇 代表取締役 〇〇 月〇〇月〇〇市〇〇町〇丁 被通告人	は、○○年○○月○○日より貴社の従業 私は、○○年○○月○○日より貴社の従業 として勤務してきました。 ○千円を支払っていません。 ○千円を支払っていません。 ○千円を支払っていません。 これは労働基準法第二十四条に違反するもです。 にお支払いいただくよう通告します。 のにお支払いいただくよう通告します。 のにお支払いいただくよう通告します。 のにお支払いいただくよう通告します。 の一年○○月○○日 ○○年○○月○○日 ○○年○○月○○日 ○○県○○市○○町○丁目○番○号 ○○県○○市○○町○丁目○番○号	日子とことにも生する
丁目〇番〇号	刊○○日より貴社の従業員月○○日より貴社の従業員月○○日より貴社の従業員月○○日より貴社の従業員の間の賃金、総額○○万○の間の賃金、総額○○万○の間の賃金、総額○○万○の間の賃金、総額○○万○の間の賃金、総額○○万○日ません。 京二十四条に違反するものの○○名義普通預金口座○ 今本の他必要な法的措置をとを申し添えます。 日	